

添付法令資料 3 :

賃金に関する 2021 年 2 月 2 日付インドネシア共和国政令 No.36 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 賃金政策 (第 4 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 時間単位及び／又は成果単位に基づく賃金 (第 14 条ないし第 19 条)
- 第 4 章 賃金の体系及び等級 (第 20 条ないし第 22 条)
- 第 5 章 最低賃金
 - 第 1 節 通則 (第 23 条ないし第 26 条)
 - 第 2 節 州の最低賃金 (第 27 条ないし第 29 条)
 - 第 3 節 県／市の最低賃金 (第 30 条ないし第 35 条)
- 第 6 章 中小企業における最低賃金 (第 36 条ないし第 38 条)
- 第 7 章 賃金の保護
 - 第 1 節 超過勤務手当 (第 39 条)
 - 第 2 節 特定の理由により欠勤し、及び／又は業務に従事しない労働者の賃金 (第 40 条ないし第 47 条)
 - 第 3 節 賃金の見直し (第 48 条)
 - 第 4 節 破産宣告を受けた状態における賃金の支払 (第 49 条及び第 50 条)
 - 第 5 節 裁判所の命令に基づく賃金の差押え (第 51 条)
 - 第 6 節 賃金明細に対する労働者の権利 (第 52 条)
- 第 8 章 賃金の形態及び支払手順 (第 53 条ないし第 57 条)
- 第 9 章 賃金により計算されうる事項
 - 第 1 節 通則 (第 58 条)
 - 第 2 節 罰金 (第 59 条ないし第 62 条)
 - 第 3 節 賃金の減額 (第 63 条ないし第 65 条)
- 第 10 章 その他の権利及び義務の計算又は支払の基としての賃金
 - 第 1 節 退職金及び勤務期間のインセンティブの計算の基としての賃金 (第 66 条及び第 67 条)
 - 第 2 節 所得税計算の基としての賃金 (第 68 条)
- 第 11 章 賃金評議会 (第 69 条ないし第 77 条)
- 第 12 章 監督 (第 78 条)
- 第 13 章 行政制裁 (第 79 条ないし第 81 条)
- 第 14 章 経過規定 (第 82 条及び第 83 条)
- 第 15 章 終則 (第 84 条ないし第 86 条)